役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター 2013年6月20日 施行 2014年3月12日 改訂施行 2015年6月23日 改訂施行 2018年3月23日改訂施行

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンターの定款第18条 及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事 項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公 益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。) の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる(週3日以上勤務)勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
 - (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
 - (5) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
 - (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む。)、 手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。ただし、非常勤役員は、報酬等を辞退することができる。
- 2 常勤役員には、別表 1 「常勤役員の報酬等」に基づき報酬を支給することができる。 ただし、使用人を兼務する役員は、使用人給与を支給することとし、理事会又は評 議員会に出席した場合は、職務執行の対価として、別表 2 「非常勤役員及び評議員 の報酬等」による報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、退職手当は支給しない。
- 5 評議員及び非常勤役員が、理事会又は評議員会等に出席した場合は、職務執行の対価として、別表2「非常勤役員及び評議員の報酬等」による報酬等を支給する。
- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事が非常勤の場合には、前項以外の職務執行の日の対価として、理事会の決議により、「別表1 常勤役員の報酬等」に規定する年間報酬額を日割り(156日で除したもの)計算により支給することができる。

7 監事には、第5項以外の職務執行の対価として、別表3「非常勤監事の報酬等」による報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬等は、別表1「常勤役員の報酬等」に定める額を上限とし、各々の役員の報酬等は、従事する業務及び日数等を勘案して、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支払日)

- 第5条 常勤理事の報酬等は、毎月当月分を支払うものとする。
 - 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、理事会又は評議員会出席等必要の都度、支払うものとする。

(費用負担)

- 第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費を支給する。

(報酬等の支払方法)

第7条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の 支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1. この規程は、公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター設立の登記の日 (2013年4月1日)から施行する。
- 2. この法人は、当分の間、常勤の監事は置かないものとする。
- 3. この規程は、2013年6月20日から施行する。
- 4. この規程は、2014年3月12日から施行する。
- 5. この規程は、2015年6月23日から施行する。
- 6. この規定は、2018年3月23日から施行する。

【別表】

○変更後の報酬等は評議員については源泉所得税 10.21% (所得税 10%及び復興特別所得税 0.21%) を含めた上限額とし、非常勤役員(理事・監事)については給与所得乙として源泉徴収税額を含めた上限額とする。

別表1 常勤役員の報酬等

	年間報酬額	摘要
理事長	1,400 万円を上限	
副理事長	1,300 万円を上限	
専務理事	1, 200 万円を上限	
常務理事	1, 100 万円を上限	

別表2 非常勤役員(理事・監事)の報酬等

	単位	上限
理事会・評議員会及び業務執行運営会	囯	税込 5,568円
議・経営協議会等に出席の都度		税額 370円
		手取 5,198円

別表2 評議員の報酬等

	単位	上限
理事会・評議員会に出席の都度	口	税込 5,568円
		税額 568円
		手取 5,000円

別表3 非常勤監事の報酬等

	単位	上限
別表第2以外の職務執行の日の対価	日	税込 22,274円
		税額 7,340円
		手取 14,934円